

# 人事労務通信

社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



## 子どもと絵本

大隈昭子

子どもは、絵本が大好き。絵本を読んでもらえると、子どもたちは、そーっと集まって来るのです。子どもたちとすぐに仲良くなれるので、私も絵本が大好きです。

息子たちがまだ幼かった頃、読み聞かせた沢山の絵本があります。

この沢山の絵本を活用して定年後には自宅で「子ども文庫」を開きたいと思っていました。

でも、その夢はまだ実現していません。

子どもが生まれて初めて出会った絵本は、いないいないばあ（松谷みよ子/文・瀬川康男/え：童心社）だったと思います。

保育園の保育士をしていた頃、まだ言葉も出ない赤ちゃんでも、いないいないばあの絵本に、興味を示します。

「いないいない」と読みながら顔を両手で隠すと子どもたちは、みんな一斉に同じ仕草をします。

「ばあー」で、両手を下してみんなの顔を見ると、子どもたちは嬉しそうに「バアア」と歓声をあげるのです。

何度も何度も同じことを繰り返しても、子どもたちは飽きることを知りません。

大きな声を上げて喜ぶ子どもたちの姿は、今でも目に焼き付いています。

子どもたちは、家庭でも保育園

でも絵本を通して「親と子」「大人と子ども」の結びつきを求めているのだと思います。

小さい頃は、抱っこされて安心した雰囲気の中で、絵本を読んでもらうことで、大好きなお母さんやお父さんの愛情を感じながら育つのだと思います。

私が、子育てをしていた時代は「テレビに子守りをさせないで！」と言われたものです。先日、病院の待合室で手にした本に「スマホに子守りをさせないで！」の記事が載っていました。

“テレビ”が“スマホ”に変わっただけで、いつの時代も同じだなあと感じたりします。

私が手にした本、絵本のある子育てには、“絵本その魔法の力”“美しいものへの感性”“心の土壌を耕すことから”“家庭に静かな時間を”などの見出しが並んでいました。

子どもが子どもらしく生きていくことが難しい時代に「ちょっとだけ立ち止まって」考えなければならないと思いました。



感想やご意見をお寄せください



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



日本小児科医会のポスター

## 12月退職者の保険料

### Q&A

Q：12月に退職する従業員の社会保険料は、控除の対象ですか？

A：社会保険の資格喪失は、退職日の翌日です。12月の何日付の退職ですか？

Q：12月15日に退職します。

A：この方の場合12月16日が資格喪失日になりますので、12月の社会保険料は発生しません。

Q：12月10日に賞与を支給していますが、その保険料はどうなりますか？

A：その賞与の社会保険料も控除対象ではありません。

Q：月末に退職する場合は、違うのですか？

A：月末退職の場合は、その翌日(1月1日)が喪失日となりますので、12月支給の給与と同じように賞与についても、控除の対象となります。

### 法改正情報

## 65歳以上も雇用保険の対象者

平成29年1月1日より、65歳以上の労働者も「高年齢被保険者」として雇用保険の対象となります。

主な改正点は次のとおりです。

- ①平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合は、「資格取得届」が必要となります。
- ②平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合は、適用対象となりますので「資格取得届」が必要です。
- ③平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合は、届出は不要です。

## シチメンソウが紅葉 佐賀市東与賀海岸

シチメンソウが紅葉していると聞いて“シチメンソウってなに？”と佐賀市の東与賀海岸にでかけました。



この写真がそのシチメンソウです。

シチメンソウは、西日本の干潟に群生するアカザ科の一年草で、「海の紅葉」と呼ばれています。

前年の12月下旬に芽吹き、秋の紅葉までの色の変化を七面鳥の顔色変化にたとえて名づけられたそうです。

干潟には、沢山のむつごろうやトビハゼ、が飛び跳ね、そしてシオマネキ(蟹の一種)が干潟の穴からでてきて、見ているだけで癒されました。



### あとがき

## 障害年金の審査請求(2級から1級へ)が認められました。

年末のこの時期に嬉しい決定通知書が届きました。

代理人としてかかわった障害年金の審査請求(2級から1級へ)が認められた決定通知書でした。

これは、お父様が子どものためにと、医療機関に相談し、陳述書をつくりと、がんばられた結果です。

今年は、いくつもの障がい者福祉施設とのご縁がありました。

改めて障害者福祉の充実のために、いっそう努力が求められていると感じています。



人事労務センターホームページ  
<http://roumu.b-souken.com>